

盛岡市歴史的町家展示交流館条例別表に係る利用料金（条例第9条）

【通常利用料金】

(1) ホール

区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時まで
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	3,000円	4,700円	5,300円	7,700円	10,000円	13,000円
	準備撤去	2,200円	3,300円	3,800円	5,500円	7,700円	9,300円
	その他の日	2,700円	3,600円	4,700円	6,300円	8,300円	11,000円
	準備撤去	1,900円	2,600円	3,300円	4,500円	5,900円	7,800円
1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	3,300円	5,300円	6,600円	8,600円	11,900円	15,200円
	その他の日	3,000円	4,700円	5,600円	7,700円	10,300円	13,300円
1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	3,600円	5,600円	6,900円	9,200円	12,500円	16,100円
	その他の日	3,000円	5,000円	6,000円	8,000円	11,000円	14,000円
2,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	4,400円	6,000円	7,900円	10,400円	13,900円	18,300円
	その他の日	3,600円	5,300円	6,200円	8,900円	11,500円	15,100円

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他の名称のいかんを問わず、その催し物につき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 連続して4日間以上使用する場合は、【長期利用料金】の表を通用する。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の利用料金の額は、上記準備撤去の額とする。
- 音響・照明等を利用し、技術サポーターを必要とする場合は、1時間あたり1,500円を別途徴収する。
- 使用時間が止むを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の利用料金の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の利用料金の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。

(2) 多目的広場 1時間までごとに500円とする。

盛岡市歴史的町家展示交流館条例別表に係る利用料金（条例第9条）

【長期利用料金（4日間以上連続使用）】

(1) ホール

区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時まで
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	2,100円	3,300円	3,800円	5,400円	7,100円	9,200円
	準備撤去	1,500円	2,300円	2,700円	3,800円	5,000円	6,500円
	その他の日	1,900円	2,600円	3,300円	4,500円	5,900円	7,800円
	準備撤去	1,400円	1,800円	2,300円	3,200円	4,100円	5,500円
1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	2,300円	3,800円	4,600円	6,100円	8,400円	10,700円
	その他の日	2,100円	3,300円	3,900円	5,400円	7,200円	9,300円
1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	2,600円	3,900円	4,800円	6,500円	8,700円	11,300円
	その他の日	2,100円	3,500円	4,200円	5,600円	7,700円	9,800円
2,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	3,100円	4,200円	5,500円	7,300円	9,700円	12,800円
	その他の日	2,600円	3,800円	4,400円	6,400円	8,200円	10,800円

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他の名称のいかんを問わず、その催し物につき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 連続して4日間以上使用する場合以外は、【通常利用料金】の表を適用する。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の利用料金の額は、上記準備撤去の額とする。
- 音響・照明等を使用し、技術サポーターを必要とする場合は、1時間あたり1,500円を別途徴収する。
- 使用時間が止むを得ない理由によりあらかじめ許可された利用時間を超える場合の利用料金の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の利用料金の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。

(2) 多目的広場 長期利用料金は設定しない。